

地域限定相互交流旅行商品造成業務仕様書

1 委託業務名

地域限定相互交流旅行商品造成業務

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく落ち込んだ観光需用回復の契機とするため、ワクチン接種が一定程度進んだ現在の状況を「みやぎ観光回復戦略」（令和2年10月策定）に記載の「観光需要の回復フェーズ＝県内回復期」として捉え、感染症拡大防止の観点から注目されている県内居住者による域内流動（マイクロツーリズム）を促進する旅行商品を造成し、販売するもの。

旅行商品の造成に当たっては、今後も感染拡大の波が繰り返すことを想定し、地域と旅行者双方の感染リスクに対する安心感の醸成を図るため、気仙沼・本吉圏域と仙南圏域を相互交流するものに限定して実施することとし、併せて、観光資源の趣向が異なる地域間交流による誘客促進と地域の新たな魅力発見により高い満足度を得た旅行者のリピーター化を目指すもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

4 業務概要

気仙沼・本吉圏域（気仙沼市、南三陸町）と仙南圏域（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）を相互に交流する宿泊付き旅行商品の造成及び販売

5 業務内容

(1) 旅行商品の造成

イ 対象者

気仙沼・本吉圏域居住者及び仙南圏域居住者（グループの場合は、その代表者）

ロ 内容

気仙沼・本吉圏域居住者については仙南圏域に所在する宿泊施設を対象とした（以下「気仙沼・本吉圏域居住者向け商品」という。）、仙南圏域居住者については気仙沼・本吉圏域に所在する宿泊施設を対象とした（以下「仙南圏域居住者向け商品」という。）、豪華な食事、地域限定のお土産、販売価格などに工夫を凝らした観光意欲を喚起する魅力のある宿泊付き旅行商品を造成する。

なお、対象となる宿泊施設は、旅館業法第3条の規定に基づく登録を受け、かつ宮城県観光連盟が定める「新型コロナ対策チェックリスト」の内容を遵守し、同連盟により新型コロナウイルス感染症対策を講じている宿泊施設として紹介されていることを要件とする。併せて、利用者が特定の宿泊施設に偏向することがないように施設毎の枠数を設けるなど配慮すること。

ハ 実施数量

両圏域合わせて160泊以上とする。ただし、気仙沼・本吉圏域居住者向け商品と仙南圏域居住者向け商品の比率は、3：7を基本とし、仙南居住者向け商品の比率は上回って実施することができるものとする。

ニ 実施期間

委託期間内であれば、特に定めは設けない。

(2) 旅行商品の販売

上記（1）により造成した旅行商品を販売する。販売に当たっては、以下の点に留意すること。

イ 県が実施する「地域限定相互交流旅行商品造成業務」を受託し、販売している商品で

ある旨を明示すること。

ロ 国、県及び市町村又はその委託を受けた者が実施する宿泊割引制度のうち、本業務により造成した旅行商品との併用ができない制度を明示すること。

ハ 旅行者（グループの場合は、その代表者）の居住地を確認すること。

(3) 広報

本業務に対する誘客を図るための広報を実施すること。

(4) 業務管理

イ 利用者、宿泊施設等からの問い合わせに対応できる体制をとること。

ロ 契約締結後、速やかに実施計画書（任意様式）を作成し、発注者の承認を受けること。

ハ 業務完了後、速やかに旅行商品の内容、参加者数、広報に関するデータ等を記載した「業務実施状況報告書」（任意様式）を業務完了報告書に添付して提出すること。

6 その他

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報取扱事業者の義務等に留意し、個人情報の漏えい防止等に万全を期すこと。

(2) 本仕様書に記載されていない事案が発生した場合は、発注者及び受注者双方の協議の上決定する。